

# 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程

平成 19 年 6 月 26 日

訓令第 12 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 訓令第 3 号

改正 平成 22 年 2 月 25 日 訓令第 1 号

改正 令和 6 年 3 月 14 日 訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合公用車の管理及び使用に関する規則（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 15 号。以下「規則」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、私有車（規則第 2 条第 2 号に定める自動車を用いる。以下同じ。）の公務における使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(私有車の登録)

第 2 条 私有車を公務のために使用しようとする者（以下「届出者」という。）は、あらかじめ私有車公務使用登録届出書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、所属長を経たうえで車両管理者（規則第 3 条に規定する者をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。

(1) 届出者の運転免許証の写し

(2) 当該私有車に係る強制保険（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に定める自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済をいう。以下同じ。）の契約が締結されていることを証明する書類の写し

(3) 当該私有車に係る任意保険（任意の自動車保険又は自動車共済をいう。以下同じ。）の契約が締結されていることを証明する書類の写し

(4) 当該私有車に係る自動車検査証の写し

2 車両管理者は、前項の届け出があった場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているかどうかを審査しなければならない。

(1) 当該私有車の運転に必要な運転免許証を有し、かつ、当該運転免許証の交付を受けてから 1 年以上を経過している者であること。

(2) 届出前 1 年以内に自己の過失による交通事故を起こしていない者であること、又は、交通事故による刑事処分若しくは公安委員会の行政処分を受けてから 1 年以上経過している者であること。

(3) 心身の状態が健全であり、かつ、当該私有車の整備状況が良好であって、安全運転が確保できると認められる者であること。

(4) 当該私有車について強制保険及び任意保険の契約が締結されていること。

3 車両管理者は、前項の審査の結果、適当と認めるときは、届出者に私有車公務使用登録通知書（様式第2号。以下「登録通知」という。）により通知するとともに、私有車公務使用登録票（様式第3号）に登録を行うものとする。

4 登録通知を受けた者は、届出事項に変更が生じたとき、又は、公務における私有車の使用を廃止するときは、直ちに私有車公務使用（変更・廃止）届出書（様式第4号）により車両管理者に届け出なければならない。

5 車両管理者は、前項の届出により第2項各号に掲げる要件を欠くと認めるときは、第3項に定める登録を取り消すものとする。

（私有車使用の申請）

第3条 登録通知を受けた者が、私有車を公務に使用しようとするときは、当該私有車を使用する前日までに所属長を経て、車両管理者に私有車公務使用許可申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）を提出し、その許可を受けるものとする。

（私有車使用の許可）

第4条 車両管理者は、前条に規定する申請書が提出された場合において、当該申請に係る私有車の使用が、次の各号のいずれにも該当し（ただし、第1号の規定は、用務日時、用務内容及び効率性を勘案し、合理性が認められる場合は適用しない。）、かつ、第2条第2項各号に定める要件を充足している場合に限り、これを許可するものとする。

(1) 公用車（規則第2条第1号に定める自動車をいう。）の使用及び民間営業車の借上げができないとき。

(2) 目的地に至るまでの交通機関の利用が困難かつ不便であり、当該交通機関を利用しては公務に支障が生ずるとき、又は、公務能率が著しく低下するとき。

(3) 目的地が遠距離にわたらず、かつ、原則として県の区域内にある旅行命令（茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「旅費条例」という。）第4条に規定する旅行命令をいう。）による旅行であるとき。

(4) 気象条件及び道路状況等が私有車の運行に支障がないとき。

2 車両管理者は、前項の規定により私有車の公務使用について許可するときは、当該申請書

を提出した者に対し、私有車公務使用許可通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 車両管理者は、私有車の公務使用について許可を行うに当たり、条件を付することができる。

4 車両管理者は、第2項に定める私有車の公務使用の許可をした後において、第1項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、これを取り消すものとする。

（遵守事項）

第5条 運転者（規則第2条第3号に規定する者をいう。この場合において「公用車」とあるのは、「私有車」と読み替えるものとする。以下同じ。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令の規定を遵守するとともに、安全運転の管理及び交通事故の防止に努めなければならない。

2 運転者は、使用前において当該私有車の運行前点検を行い、安全に使用できることを確認してからでなければ使用してはならない。

3 運転者は、当該私有車を所有、又は占有し、かつ、現に管理をしている者とする。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。この場合において、直ちに車両管理者にその旨を報告しなければならない。

（私有車の使用状況報告）

第6条 運転者は、使用後において私有車運転日報兼点検表（様式第7号）にその使用状況を記載し、車両管理者に提出しなければならない。

（損害の賠償等）

第7条 第4条の規定により許可を受けた私有車による公務遂行中に交通事故（事故証明（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第5号に規定する書面をいう。）のあるものに限る。）を起こした場合における損害賠償の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 第三者に損害を与えた場合 当該私有車の強制保険又は任意保険によって補てんできる部分を除いた部分に限り、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、損害を賠償する。ただし、当該運転者に故意又は重大な過失があったときは、この限りでない。

(2) 当該私有車が損傷した場合 当該私有車の任意保険によって補てんできる部分を除いた部分に限って、広域連合は、損害を賠償する。ただし、当該運転者に故意又は重大な過失があったときは、この限りでない。

（旅費）

第8条 第4条の規定により許可を受けた私有車を使用して旅行をしたときは、旅費条例に基づき、旅費を支給する。

(公用車に関する規定の準用)

第9条 規則第9条第1項及び第10条の規定は、私有車の公務使用において準用する。この場合において、第10条第1項及び第2項中「公用車」とあるのは、「私有車」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年6月26日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年訓令第4号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

私有車公務使用登録届出書

年 月 日

車両管理者 あて

届出者 所 属

職氏名

印

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程第2条第1項の規定により届け出ます。

また、下記の事項に相違ないことを申し立てます。

記

- 1 私は、この届出前1年以内に自己の過失による交通事故は起こしていません（交通事故を起こした場合にあっては、刑事処分又は公安委員会の行政処分を受けてから1年以上経過しています）。
- 2 私は、心身の状態が健全であり、運転には支障がありません。

様式第2号（第2条関係）

私有車公務使用登録通知書

年 月 日

様

車両管理者 印

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程第2条第2項の規定に基づき審査を行った結果、これを適当と認めたので同条第3項の規定により通知します。

記 録 番 号		
自 動 車 登 録 番 号		
車 名		
強 制 保 険	保 険 会 社 名	
	保 険 番 号	
	保 険 期 間	
任 意 保 険	保 険 会 社 名	
	保 険 番 号	
	保 険 期 間	
定期車両検査有効期間		

注意事項

届け出た事項に変更が生じたとき、又は、公務における私有車の使用を廃止するときは、直ちに届け出ること。

様式第3号 (第2条関係)

私有車公務使用登録票

記録番号	
記録年月日	年 月 日

所属課 (室)					定期車両検査有効期間	年 月 日～	年 月 日		
職 氏 名						年 月 日～	年 月 日		
運転免許取得年月日	年 月 日					年 月 日～	年 月 日		
運転免許有効期限	年 月 日					年 月 日～	年 月 日		
自動車登録番号						年 月 日～	年 月 日		
車 名						年 月 日～	年 月 日		
乗 車 定 員						年 月 日～	年 月 日		
強 制 保 険	保 険 有 効 期 間		契 約 者 名		保 険 会 社 名		保 険 番 号		
	年 月 日～ 年 月 日								
	年 月 日～ 年 月 日								
	年 月 日～ 年 月 日								
任 意 保 険	保 険 有 効 期 間		契 約 者 氏 名	保 険 会 社 名	保 険 番 号	責 任 額 (万円)			
	年 月 日～ 年 月 日					対 人	対 物	車 両	搭 乗 者
	年 月 日～ 年 月 日								
	年 月 日～ 年 月 日								
事 故 歴 等	発 生 年 月 日	発 生 場 所 及 び 内 容		処 分 の 有 無 (処 分 年 月 日)		備 考			
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								

様式第4号

私有車公務使用（変更・廃止）登録届出書

年 月 日

車両管理者 あて

届出者 所 属

職氏名

印

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程第2条第4項の規定により届け出ます。

届出の区分	1 変 更		2 廃 止
	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 内 容			



様式第5号（第3条関係）

私有車公務使用許可申請書

年 月 日

車両管理者 あて

届出者 所 属

職氏名

印

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程第3条の規定により申請します。

使用年月日	
使用目的	
行 先	
経 路	
同乗者氏名	
記録番号	

## (裏面)

決 裁	車両管理者	長	総務課	
	内 容		該当の有無	審査確認
第 2 条 第 2 項 要 件	(1) 当該私有車の運転に必要な運転免許証を有し、かつ、当該運転免許証の交付を受けてから1年以上を経過している者であること。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当
	(2) 申請前1年以内に自己の過失による交通事故を起こしていない者であること、又は、交通事故による刑事処分若しくは公安委員会の行政処分を受けてから1年以上経過している者であること。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当
	(3) 心身の状態が健全であり、かつ、当該私有車の整備状況が良好であって、安全運転が確保できると認められる者であること。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当
	(4) 当該私有車について強制保険及び任意保険の契約が締結されていること。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当
第 4 条 第 1 項 要 件	(1) 公用車（規則第2条第1号に定める自動車をいう。）の使用及び民間営業車の借上げができないとき。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当
	(2) 目的地に至るまでの交通機関の利用が困難かつ不便であり、当該交通機関を利用しては公務に支障が生ずるとき、又は、公務能率が著しく低下するとき。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当
	(3) 目的地が遠距離にわたらず、かつ、原則として県の区域内にある旅行命令（茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第10号）第4条に規定する旅行命令をいう。）による旅行であるとき。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当
	(4) 気象条件及び道路状況等が私有車の運行に支障がないとき。		<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当

(注) 太枠線内は、所属長が該当の有無について□にレ印を付けること。

特 記 事 項	
---------	--

様式第6号（第4条関係）

私有車公務使用許可通知書

年 月 日

様

車両管理者 印

年 月 日付け申請のあった私有車の公務使用について、茨城県後期高齢者医療  
広域連合職員の私有車の公務使用に関する規程第4条第2項の規定に基づき、許可することと  
しましたので通知します。

使用年月日	
自動車登録番号	
使用目的	
行先	
経路	
同乗者氏名	
使用条件	

様式第7号（第6条関係）

私有車運転日報兼点検票

車両番号（ ）

車両管理者	運転者

年 月 日（ 曜日）		天 候	出発時 (km)	帰着時 (km)	本日の走行 (km)
運 転 時 間				乗車人員	運転者名
出発 時 分	帰着 時 分			人	

ETCカードの利用	区 間	
	カードNo.	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 （該当番号に○）

	点 検 箇 所	点 検 内 容	良	否		点 検 箇 所	点 検 内 容	良	否
機 関 室	燃料 潤滑油 水	量 漏れ 汚れ			そ の 他 の 装 置	方向指示器	作用		
	ファンベルト	損傷 ゆるみ				警音器	作用		
装 操 置 縦	ハンドル	遊び がた 重さ 揺れ				窓拭き器	作用		
	クラッチペダル	遊び がた 重さ				速度計	作用		
装 制 置 動	ブレーキペダル	踏みしろ 効き具合				後写鏡 反射鏡	写撮		
	ブレーキレバー	引きしろ 効き爪の具合				登録番号票	汚れ 損傷		
装 緩 置 衝	シャシバネ	折損 亀裂 整列				反射器	汚れ 損傷		
	ショックアブソーバー	作用				計器類	作用		
装 走 置 行	タイヤ	空気圧 摩耗 損傷				非常用信号用具	有無		
	原動機	排気の色							
燈 火	尾燈 前照燈 制動燈 番号燈								
帰着時の車両の確認		異常なし ・ 異常あり（状態： ）							
備 考									